拠出型企業年金保険の特色とあらまし

1．効力発生日（加入日）

効力発生日（加入日）は2026年８月１日、2026年10月１日、2026年12月１日、2027年２月１日、2027年４月１日、2027年６月１日の６回です。

2．掛　　金

(1)　掛金の負担者は、ご加入者本人です。
(2)　月払掛金は前払で、毎月の給与より控除いたします。（例：８月加入の場合７月給与より控除いたします。）
　　月払掛金は１口1,000円で1,000円（１口）以上999,000円（999口）まで加入できます。
(3)　一時払掛金は、１口1,000円で５万円（50口）以上１万円（10口）単位で9,990,000円（9,990口）まで加入できます。（効力発生日の前月20日までの入金が必要です。）
(4)　月払掛金、一時払掛金とも１口（1,000円）につき８円の制度運営費が含まれています。

3．月払掛金の変更

(1)　増口（年６回募集時）
　　1,000円から999,000円までの範囲で1,000円単位の希望の金額で増口できます。
(2)　育児休業による払込中止（月払掛金の全部中止）
　　育児休業時には月払掛金の全部払込中止の取扱いができます。（月払を全部中止すると一時払も全部中止となります。）ただし、全部中止は、Ｂコース（自由コース）のみ取り扱います。Ａコース（税適コース）は取扱いできません。
(3)　育児休業による一部払込中止（月払掛金の一部中止）
　　育児休業時には月払掛金の一部払込中止の取扱いができます。Ａコース、Ｂコースともに取り扱いますが、それぞれ最低１口以上の継続が必要です。ただし、育児休業から復職時の月払掛金の変更（一部払込中止前の掛金に戻すことも含む）については、年６回の募集時に申込書の提出が必要となります。

4．一時払掛金（各コースにつき、月払に加入していることが必要です。一時払のみのご加入はできません。）

(1)　年２回（８月・２月）に加え、退職時にも年金を増額するため払い込むことができます。
(2)　脱退時に確定年金を希望する場合の一時払掛金は、脱退時積立金（脱退一時金相当額）を上限とします。

5．払出し　Ｂコース（自由コース）のみ

(1)　ご加入者が以下の①～⑥までの事由に該当する場合、お申出により積立金残高の範囲内で支払希望金額を指定して積立金の一部を払い出すことができます。なお、払出し以後もお払込みいただく掛金は、これまでと同額となります。
(2)　払出しをする場合は厚生会へ申し出てください。
　　①災害　②疾病・障害　③住宅の取得　④教育　⑤結婚　⑥債務の弁済

6．払込完了

定年時までとします。ただし、定年前に退職の時は、掛金の払込みはその時までとします。

7．年金受給権の繰延べ

年金受取を最長５年間１年単位で繰り延べることができます。

8．年金の支払い

(1)　年金は、３ヵ月ごと（２月・５月・８月・11月）に支払われます。
(2)　年金・脱退一時金の受取人は加入者本人とします。
(3)　年金受給期間（保証期間）中に年金受取人が死亡した場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族が継続して、残余保証（支払）期間の年金の受取人になることができます。また、その継続年金受取人は、将来の年金の支払いにかえて、残余保証（支払）期間の未支払年金現価を一時金として受け取ることができます。
(4)　Ｂコース（自由コース）で、月払と一時払の年金月額合計が１万円未満となる場合には年金にかえて一時金での受取りとなります。
(5)　年金受取期間中に将来の年金にかえて一時金をご希望のときは、残余保証（支払）期間の未支払年金現価を受け取ることができます。この場合、保証期間付終身年金については保証期間経過後ご加入者本人が生存のとき年金が再開されます。

9．毎年の決算（７月末）により配当金が生じた場合

・掛金払込期間中は積立金の積増しに充当します。　　・年金支払開始後は年金の増額に充当します。

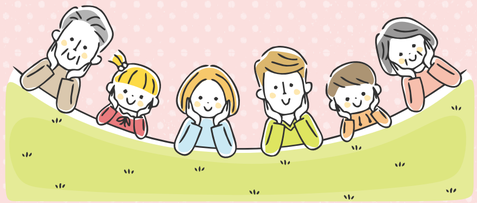
引受保険会社　富国生命保険相互会社

富山支社／〒930-0005 富山県富山市新桜町2-21 MKD.9富山ビル8F　TEL(076)432-2750

富国－企－2026－52

(2026.8.25)

厚生会の「いきいき年金」



厚生会の「いきいき年金」

（拠出型企業年金保険）

月払の加入日は年6回

	申込締切日	加入日		申込締切日	加入日
第1回	2026年 6月19日	2026年 8月1日	第4回	2026年12月16日	2027年 2月1日
第2回	2026年 8月19日	2026年10月1日	第5回	2027年 2月19日	2027年 4月1日
第3回	2026年10月20日	2026年12月1日	第6回	2027年 4月20日	2027年 6月1日

一時払の加入日は年2回

	申込締切日	加入日		申込締切日	加入日
第1回	2026年 6月19日	2026年 8月1日	第2回	2026年12月16日	2027年 2月1日

2026年10月より利回りが向上します。
※「給付額試算表」をご確認ください。



【ご意向確認のお願い】

拠出型企業年金保険は、自助努力による老後生活資金の準備を主な目的とする保険商品です。ご加入にあたっては、「特に重要なお知らせ（ご契約の概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」ならびに本「パンフレット」をご覧いただき、制度内容、積立金（給付額試算表の内容）、掛金などが自らの意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。また、このパンフレットは、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

一般財団法人　富山県教職員厚生会

急速に進む少子高齢化！ゆとりあるセカンドライフ資金の確保！

○公的年金制度の動向

公的年金制度は2001年度より支給開始年齢の引上げが始まっており、その他にも保険料の引上げ、ボーナス時の徴収などの改正が行われました。

○少子高齢化の進展と社会環境の変化

65歳以上の人1人を、2024年には約2.0人の現役世代で支えていましたが、2055年には約1.4人で支えなければならないと見込まれています。※総務省「人口推計（2024年10月1日現在）」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計）」の推計結果。

厚生会では、1971年から「公的年金を自ら補完する年金制度『いきいき年金』」を導入しています。制度の内容を十分にご理解いただき早期のご加入をおすすめいたします。

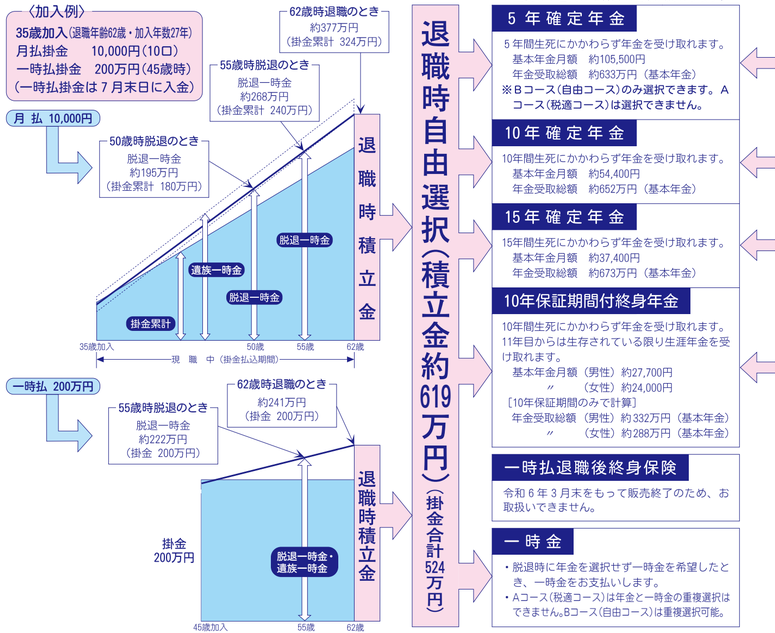
○制度のしくみと特長

1．積立コース（両方のコースに加入することもできます） ※コース間の移行はできません。

Aコース（税適コース）
①満55歳未満の健康で正常に勤務されている会員の方がご加入できます。
②掛金から制度運営費を差し引いた額（保険料）が個人年金保険料控除の対象となります。
③年金受取を最長５年間１年単位で繰り延べることができます。
④満60歳以上でかつ、10年以上の加入期間があれば年金種類を選択できます。

Bコース（自由コース）
①満65歳以下の健康で正常に勤務されている会員の方がご加入できます。
②５年確定年金が選択できます。
③積立金を払い出すことができます。
④年金受取を最長５年間１年単位で繰り延べることができます。
⑤満45歳以上で年金種類を選択できます。

2．しくみ（以下のしくみ図はイメージであり、記載の数値は右頁の給付額試算表により算出しています。）



月払給付額試算表

月払（１口1,000円で10口10,000円加入の場合）

※Bコース（自由コース）で年金月額の金額が１万円未満となる場合には、年金にかえて一時金での受取りとなります。

加入年数	掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	遺族一時金額	10年確定年金を選択した場合の基本年金月額
1	120,000円	約 119,700円	約 129,700円	約（1,100）円
2	240,000	240,700	250,700	(2,100)
3	360,000	363,200	373,200	(3,200)
4	480,000	487,100	497,100	(4,300)
5	600,000	612,500	622,500	(5,400)
10	1,200,000	1,261,700	1,271,700	11,100
15	1,800,000	1,950,000	1,960,000	17,100
20	2,400,000	2,680,000	2,690,000	23,600
25	3,000,000	3,454,100	3,464,100	30,400
26	3,120,000	3,614,500	3,624,500	31,800
27	3,240,000	3,776,800	3,786,800	33,200
28	3,360,000	3,941,000	3,951,000	34,600
29	3,480,000	4,107,100	4,117,100	36,100
30	3,600,000	4,275,300	4,285,300	37,600

※積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額が掛金累計額を下回る場合があります。

一時払給付額試算表

一時払（１口1,000円で100口10万円加入の場合）
（一時払掛金は７月末日に入金した計算例です）

加入年数	積立金額（脱退一時金額）（遺族一時金額）	10年確定年金を選択した場合の基本年金月額
1	約100,360円	約（ 880)円
2	101,520	（ 890)
3	102,710	（ 900)
4	103,910	（ 910)
5	105,120	（ 920)
10	111,420	（ 980)
15	118,100	(1,040)
16	119,490	(1,050)
17	120,900	(1,060)
18	122,320	(1,080)
19	123,750	(1,090)
20	125,210	(1,100)
25	132,760	(1,170)
30	140,770	(1,240)

◎給付額は現時点で確定しておらず変動（増減）します。

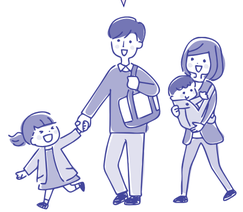
給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際に受け取る金額は変動（増減）することがあり、将来の受取額をお約束するものではありません。

⑴給付額試算表の金額は、この制度全体で月払加入口数 45,116口を常に維持していることおよび加入者全員の保険料が所定の期日に保険会社に入金されることを前提として計算しています。
⑵給付額試算表の金額は、2026年10月１日時点（予定）の引受保険会社の基礎率（予定利率や予定事業費率など）にもとづいて計算しています。したがって、将来引受保険会社の基礎率が変更された場合は、以降の給付額が変わる場合があります。
⑶将来受け取る実際の年金額は、将来の年金開始時点の積立金や予定利率によって算出されます。
⑷給付額試算表の給付額に配当金は加算しておりません。
①毎年の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。
②決算実績によって配当金をお支払いできない年度もあります。
③配当金が生じた場合には積立金の積増しに充当されます。
④年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

（注）年金開始後、年金受取人からのご希望により、将来の年金にかえて一時金をご希望のときは、残余保証（支払）期間の未支払年金現価をお支払いします。この場合、保証期間付終身年金については、保証期間（10年）経過後ご加入者本人が生存されているとき、年金のお支払いを再開します。

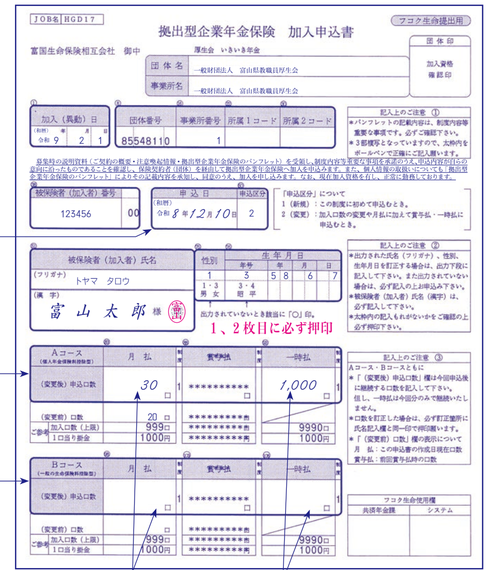
年金の給付……Aコース（税適コース）
満60歳以上で脱退もしくは払込完了時（定年時）に左記の年金種類を選択できます。
Bコース（自由コース）
満45歳以上で脱退もしくは払込完了時（定年時）に左記の年金種類を選択できます。
脱退一時金……年金の受給資格を得る前に脱退したとき、その時点の積立金額をご加入者本人にお支払いします。厚生会へお申込みください。
遺族一時金……年金の受給資格を得る前に死亡したとき、その時点の積立金額に払込中の月払掛金（１ヵ月分）相当額を加算して遺族の方にお支払いします。（遺族の順位は労働基準法施行規則第42条から第45条に定めるところによります。）

今から始めましょう 未来のライフプラン！



記　入　例

1枚目…フコク生命提出用
2枚目…団体（契約者）控
※1・2枚目を提出してください。
3枚目…ご加入者控（提出不要）



申込日の元号は、和暦で「令和８年」とご記入ください。

Aコース（税適コース）は加入日現在満55歳未満の方がご加入いただけます。
ただし、すでにAコース（税適コース）にご加入の方は、月払の変更や一時払の申込みができます。

Bコース（自由コース）は加入日現在満65歳以下の方がご加入いただけます。

＊新規加入の場合は申込口数を、増口の場合は変更後の口数をご記入してください。
（既加入口数＋今回増口数＝変更後口数）
既加入口数に変更がなければ申込書を提出していただく必要はありません。

＊新規加入の場合、増口の場合ともに今回申込口数を記入してください。また、一時払手続書も同時に提出してください。

ご加入のお申込み・お問合わせは厚生会事業係（☎076－432－1252）まで

【税務上の取扱い】 以下のお取扱いは、2026年８月１日現在の税制によるもので、将来変更される場合があります。なお、2012年１月１日より生命保険料控除制度が改正されておりますが、厚生会「いきいき年金」の掛金については改正前の旧制度による保険料として取り扱われます。個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

（１）脱退一時金等は一時所得となり、50万円の特別控除が適用されます。（所得税法第34条、同法施行令第183条）
※脱退一時金等には、「脱退一時金」のほか「積立金の払出し」を含みます。
（２）ご加入者本人が受け取る年金は、雑所得となります。（所得税法第35条、同法施行令第183条）
なお、雑所得の課税対象額が年間25万円以上となる場合は、年金のお支払いの都度、引受保険会社で雑所得の源泉徴収をいたします。
（３）遺族一時金は相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合は、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。（相続税法３条・第12条）
（４）掛金から制度運営費を差し引いた額（保険料）が生命保険料控除の対象となります。
Bコース（自由コース）……一般生命保険料控除（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の２）
Aコース（税適コース）…個人年金保険料控除（所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条）（地方税法第34条・第314条の２）

【基礎率変更権】
保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など予見しえない事情の変更により年金額・給付金額等の算定基礎となる基礎率を変更することがあります。その場合には、年金額・給付金額等が減少することがあります。

【業務または財産の状況の変化による給付金額などの削減について】
保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額・給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構にお問合わせください。（裏面に記載の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。）

【個人情報に関するお知らせ】
当該保険の運営にあたっては、一般財団法人富山県教職員厚生会（以下「当厚生会」とする）はご加入者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日など）（以下、個人情報）を取り扱い、当厚生会が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ）へ提供します。当厚生会は、当該保険の運営において入手する個人情報を本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、および業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また、当厚生会および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお今後個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き当厚生会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

【制度の運営】
この制度は、一般財団法人富山県教職員厚生会が裏面に記載の引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづき運営いたします。引受保険会社および引受割合は変更することがあります。